

競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年6月30日

相馬港湾建設事務所長

工事（委託業務）番号	第26-41390-0011号
工事（委託業務）名	港湾維持管理（長寿）工事（付属物補修工）
質 問 事 項	
<p>1. 防舷材撤去について 作業足場（台船等）が未計上です。確認をお願いします。</p> <p>2. 防舷材取付について 作業足場（台船等）が未計上です。また埋込栓取付（先付け・後付け）がどちらも未計上です。後付けの場合はあと施工アンカーの材料費等が必要と考えられます。確認をお願いします。</p> <p>3. 防舷材取付（施工第0-0008・00013号表）について 係船ランク6と表記されていますが、港内での施工ではないでしょうか。確認をお願いします。</p> <p>4. 車止取付（施工第0-0015号表）について 施工方式が先付けか後付けなのか不明です。あと施工アンカーで取付ではないでしょうか（材料未計上）。確認をお願いします。</p> <p>5. 採用単価表について 単価適用日が4月33日（4月1日）となっていますが、採用単価表は5月号になっています。確認をお願いします。また、防舷材のV型とMV型の違いをお教え願います。なお、角形鋼管製車止め250×200は溶融亜鉛めっきとステンレス製があるのですが、どちらを採用しているか、お教え願います。</p> <p>6. 支給品について 土木工事標準積算基準〔I〕のI-2-②-2において、間接工事費の項目別対照表に支給品費等の一般材料費（今回は防舷材）は共通仮設費と現場管理費が対象となるのでしょうか。確認をお願いします。</p>	

回 答 事 項

1. 防舷材撤去について

作業足場（台船等）については、現場条件により必要と判断した場合には、福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議に応じます。

2. 防舷材取付について

作業足場（台船等）については、現場条件により必要と判断した場合には、福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議に応じます。

また、埋込栓取付（先付け・後付け）については、既存の埋込栓の再利用を想定しておりますが、再利用不可と判断した場合には、福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議の対象とします。

3. 防舷材取付（施工第0-0008・00013号表）について

ご質問のとおり、係数ランクに誤りがあったことから、電子閲覧システム設計図書「kinnuki002」を修正しましたので、確認をお願いします。

（係数ランク）

正：係数ランク1 誤：係数ランク6

4. 車止取付（施工第0-0015号表）について

施工方式は既存のアンカーボルトに設置することを想定しておりますが、再利用不可と判断した場合には、福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議の対象とします。

5. 採用単価表について

最新の単価を適用しております。

設計書の単価適用日 : 4月33日（4月1日）

採用単価表の物価資料単価 : 5月号

また、採用単価表のV型とMV型の違いについて、V型とMV型は同一の単価となります。電子閲覧システム設計図書「kinnuki002」「sonota002」を修正しましたので、確認願います。

角形鋼管製車止め250×200については、「連続型」「溶融亜鉛めっき」を採用しておりますので、電子閲覧システム設計図書「sonota002」に規格を追加しましたので、確認願います。

6. 支給品について

支給品（防舷材）の間接工事費については、令和8年2月 港湾請負工事積算基準 国土交通省港湾局 2-2-(2)のとおり、全て（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）を対象としております。

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成20年3月28日付け19財第7998号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成20年3月28日付け19財第7986号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。